

大阪、東京、中研、四日市、福岡、仙台、札幌、石原本部  
石原支部、石原テクノ㈱、石原バイオサイエンス㈱、石原鉱産㈱、石原酸素㈱、  
石原エンジニアリングパートナーズ㈱

公告 875 号  
2023 年 3 月 1 日

被保険者 各位

石原産業健康保険組合  
理事長 西山 良夫



#### 規程設定に関する件

表記に関しまして、令和 5 年 2 月 1 日に開催された第 169 回組合会で提案した  
規程設定しましたので、次の通り公告いたします。

1. 規程 2 4.  
「健康管理事業推進委員会規程」の設置

附則

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

以上

<添付資料>

「健康管理事業推進委員会規程」

# 健康管理事業推進委員会規程

## (設置)

第 1 条 石原産業健康保険組合（以下「健保組合」という。）に健康管理事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目的)

第 2 条 委員会は、組合が被保険者及び被扶養者の健康増進を図るために行う保険事業の効果的かつ効率的な促進を図ることを目的とする。

## (委員会の構成)

第 3 条 委員会は被保険者を考慮し、事業所健康経営推進チームメンバー及び健保組合の事務局役員並びに必要に応じて、医師、保健師等の専門知識を有する者で構成する。

委員長 健保組合常務理事

委員 健康管理委員 各事業所 1名（健康経営推進者）

上記に加え必要に応じ招集することがある。

事務局 健保組合担当者

## (健康管理委員の委嘱)

第 4 条 健康管理委員は、各事業所の被保険者の中から事業主の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

## (健康管理委員の任期)

第 5 条 健康管理委員の任期は1年とする。

但し、事業所を退職、異動又は辞退がなければ再任とする。

## (委員会の審議)

第 6 条 委員会は、第2条の目的を達成するため次の事項を審議し、必要に応じて理事会に対し意見の提出を行うものとする。

- 保健事業の企画・立案
- 保健事業の実施計画の策定
- 保健事業の実施結果の分析・評価
- その他、健康管理に関すること

## (規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は、令和5年2月1日から施行する